

政令第 号

中間法人法施行令

内閣は、中間法人法（平成十三年法律第四十九号）第十七条第十一項（同法第七十五条第二項において準用する場合を含む。）、第三十四条第四項及び第一百五十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

（会社法の規定の技術的読替え）

第一条 中間法人法（以下「法」という。）第十七条第十一項の場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

<p>読み替える会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第八百七十条第二号</p>	<p>当該会社</p>	<p>理事</p>
<p>第八百七十条第五号</p>	<p>設立時取締役、第二十八条第一号の金銭以外の財産を出資する者及</p>	<p>理事、中間法人法（平成十三年法律第四十九号）第十一条第一項第一号</p>

	び同条第二号の譲渡人	に規定する現物抛出者及び同項第二号の譲渡人
--	------------	-----------------------

2 法第七十五条第二項において準用する法第十七条第十一項の場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定 第八百七十条第五号	読み替えられる字句 設立時取締役、第二十八条第一号の金銭以外の財産を出資する者及び同条第二号の譲渡人	読み替える字句 理事及び中間法人法第十一条第一号に規定する現物抛出者
--------------------------	---	---------------------------------------

(書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾等)

第二条 法第三十四条第四項に規定する事項を電磁的方法(同項に規定する電磁的方法をいう。以下この条において同じ。)により提供しようとする法第三十四条第二項の社員又は代理人(次項において「提供者」という。)は、法務省令で定めるところにより、あらかじめ、有限責任中間法人に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た提供者は、有限責任中間法人から書面又は電磁的方法による事項の提供を受けたい旨の申出があったときは、当該有限責任中間法人に対し、当該事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該有限責任中間法人が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(商業登記法の規定の技術的読替え)

第三条 法第百五十一条第一項の場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

<p>読み替える商業登記法(昭和二十八年法律第百二十五号)の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第三十一条第一項</p>	<p>商法第十七条第二項前段及び会社法第二十二條第二項前段</p>	<p>中間法人法(平成十二年法律第四十九号)第八条の五第二項前段</p>
<p>第四十八條第二項</p>	<p>会社法第九百三十條第二項各号に掲げる事項</p>	<p>中間法人法第七条第一項から第三項までに掲げる事項</p>

第五十二条	新所在地における登記においては	新所在地において中間法人法第七条第一項から第三項までに掲げる事項を登記する場合には
法第百五十一条第二項の場合において必要な技術的読替えは、 読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十六条第三項	会社法第三百十九条第一項（同法第三百二十五条において準用する場合を含む。）又は第三百七十条（同法第四百九十条第五項において準用する場合を含む。）	中間法人法第三十五条の二第一項
第四十七条第二項第二号	会社法第五十七条第一項の募集をしたときは、同法第五十八条第一	中間法人法第十四条第一項の募集に応じた基金（同法第二条第四号

			項に規定する設立時募集株式の引受けの申込み又は同法第六十一条の契約	に規定する基金をいう。以下同じ。 の拋出の申込み
第四十七条第二項第三号	会社法第二十八条各号	会社法第三十二条第十項第二号に掲げる場合には、有価証券（同号に規定する有価証券をいう。以下同じ。）の市場価格	会社法第二十八号各号	中間法人法第十一条第一項各号
第四十七条第二項第三号ロ	会社法第三十二条第十項第二号に掲げる場合には、有価証券（同号に規定する有価証券をいう。以下同じ。）の市場価格	同じ。）の市場価格	会社法第三十二条第十項第二号に掲げる場合には、有価証券（同号に規定する有価証券をいう。以下同じ。）の市場価格	中間法人法第十七条第九項第二号に掲げる場合には、有価証券の取引所の相場
第四十七条第二項第三号ハ	会社法第三十二条第十項第三号	会社法第三十二条第十項第三号	会社法第三十二条第十項第三号	中間法人法第十七条第九項第三号
第四十七条第二項第五号	会社法第三十四条第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面（同法第五十七条第一項の募集をした場合にあつては、同法第	会社法第三十四条第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面（同法第五十七条第一項の募集をした場合にあつては、同法第	会社法第三十四条第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面（同法第五十七条第一項の募集をした場合にあつては、同法第	中間法人法第十七条の三第一項の金の保管に関する証明書

	<p>六十四条第一項の金銭の保管に関する証明書)</p>	
<p>第五十六条</p>	<p>募集株式（会社法第百九十九条第一項に規定する募集株式をいう。第一号において同じ。）の発行</p>	<p>基金増加（中間法人法第七十三条第二項に規定する基金増加をいう。）</p>
<p>第五十六条第一号</p>	<p>募集株式の引受けの申込み又は会社法第二百五条の契約</p>	<p>中間法人法第七十四条第一項の募集に依じてした基金の抛出の申込み又は同法第七十三条第三項前段に規定する現物抛出の決議があつたこと</p>
<p>第五十六条第二号</p>	<p>出資の目的とする 会社法第二百八条第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面</p>	<p>基金の目的として抛出する 中間法人法第八十条において準用する同法第十七条の三第一項の金銭の保管に関する証明書</p>

第五十六条第三号	出資の目的とする	基金の目的として拠出する
第五十六条第三号ロ	会社法第二百七条第九項第三号に掲げる場合には、有価証券の市場価格	中間法人法第七十五条第二項において準用する同法第十七条第九項第二号に掲げる場合には、有価証券の取引所の相場
第五十六条第三号ハ	会社法第二百七条第九項第四号	中間法人法第七十五条第二項において準用する同法第十七条第九項第三号
第七十二条	会社法第四百七十二条第一項本文	中間法人法第八十四条第一項本文
第七十二条第二項	会社法第四百七十八条第一項第二号又は第三号	中間法人法第八十七条第一項第二号又は第三号
第七十二条第三項	及び会社法第九百二十八条第一項第二号	並びに中間法人法第七条第二項第六号及び第七号

第七十四条第一項	会社法第九百二十八条第一項第二号	中間法人法第七条第二項第六号及び第七号
第七十五条	会社法第五百七条第三項	中間法人法第九十条の三第二項
第八十条第三号	会社法第七百九十九条第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに	中間法人法第三百一十一条第一項前段又は同法第四百七条第一項前段の規定による告知をしたこと及び
第八十条第四号	資本金の額が会社法第四百四十五条第五項の規定に従つて計上された	合併により消滅する有限責任中間法人の基金の総額を証する書面並びに代替基金が中間法人法第三百二十条第

	第八十条第五号	
	本店	<p>株式会社であるときは、会社法第七百八十三条第一項から第四項までの規定による吸収合併契約の承認その他の手続があつたことを証する書面（同法第七百八十四条第一項本文に規定する場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面及び取締役の過半数の一致があつたことを証する書面又は取締役会の議事録）</p>
<p>二項及び第三項の規定に従つて積み立てられた</p>	<p>主たる事務所又は従たる事務所</p>	<p>有限責任中間法人であるときは、吸収合併契約の承認があつたことを証する書面</p>

<p>第八十条第七号</p>	<p>持分会社であるときは、総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあつては、その定めによる手続）</p>	<p>無限責任中間法人であるときは、総社員の同意</p>
<p>第八十条第八号</p>	<p>会社法第七百八十九条第二項（第二号を除き、同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告（同法第七百八十九条第三項（同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は</p>	<p>中間法人法第三百三十一条第一項前段又は同法第四百七十七条第一項前段の規定による告知をしたこと及び</p>

	<p>電子公告によつてした株式会社又は合同会社にあつては、これらの方法による公告をしたこと並びに</p>	
<p>第八十一条第四号</p>	<p>前条第四号に掲げる</p>	<p>合併により消滅する有限責任中間法人の基金の総額を証する書面並びに代替基金が中間法人法第百三十条第二項及び第三項又は同法第百四十六条第三項及び第四項の規定に従つて積み立てられたことを証する</p>
<p>第八十一条第五号</p>	<p>本店</p>	<p>主たる事務所又は従たる事務所</p>
<p>第八十一条第六号</p>	<p>株式会社であるときは、会社法第八百四条第一項及び第三項の規定</p>	<p>有限責任中間法人であるときは、新設合併契約の承認</p>

	<p>による新設合併契約の承認その他の 手続</p>	
<p>第八十一条第七号</p>	<p>持分会社であるときは、総社員の 同意（定款に別段の定めがある場 合にあつては、その定めによる手 続）</p>	<p>無限責任中間法人であるときは、総 社員の同意</p>
<p>第八十一条第八号</p>	<p>会社法第八百十条第二項（第三号 を除き、同法第八百十三条第二項 において準用する場合を含む。） の規定による公告及び催告（同法 第八百十条第三項（同法第八百十 三条第二項において準用する場合 を含む。）の規定により公告を官</p>	<p>中間法人法第三百三十一条第一項前段 又は同法第四百四十七条第一項前段の 規定による告知をしたこと及び</p>

法第百五十一条第三項の場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第九十九条第一項第一号	第九十六条第一項	読み替える商業登記法の規定	
会社法第六百四十七条第一項第一号	書面（法人である社員の加入の場合にあつては、第九十四条第二号又は第三号に掲げる書面を含む。）	読み替えられる字句	報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした株式会社又は合同会社にあつては、これらの方法による公告（をしたこと並びに
中間法人法第百十四条第一項第一号	書面	読み替える字句	

	号	
第九十九条第一項第二号	会社法第六百四十七条第一項第二号	中間法人法第十四条第一項第二号
第九十九条第一項第三号	会社法第六百四十七条第一項第三号	中間法人法第一百四十四条第一項第三号
第九十九条第一項第四号	及び会社法第九百二十八条第二項第二号	並びに中間法人法第七条第二項第二号及び第三号
第一百条第二項	会社法第九百二十八条第二項第二号	中間法人法第七条第三項第二号及び第三号
第一百一条	会社法第六百六十七号 第六百六十八条第一項	中間法人法第一百九条の二 第二百一十一条第一項前段
第一百八条第一項第二号	第八十条第五号から第十号まで	中間法人法施行令第三条第二項の規定により読み替えられた第八十条第

<p>第百八条第二項</p>	<p>第百八条第一項第三号</p>
<p>次の書面</p>	<p>会社法第八百二条第二項において準用する同法第七百九十九条第二項（第三号を除く。）の規定による公告及び催告（同法第八百二条第二項において準用する同法第七百九十九条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）</p>
<p>第一号から第三号までの書面</p>	<p>五号、第七号及び第八号 中間法人法第三百二十九条第一項前段の規定による公告及び催告</p>

<p>第百八条第二項第三号</p>	<p>第八十一条第五号及び第七号から第十号まで</p>	<p>中間法人法施行令第三条第二項の規定により読み替えられた第八十一条第五号、第七号及び第八号</p>
-------------------	-----------------------------	---

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、会社法の施行の日（平成十八年 月 日）から施行する。
（中間法人法第五十二条の規定による非訟事件手続法の規定の技術的読替えに関する政令の廃止）
- 2 中間法人法第五十二条の規定による非訟事件手続法の規定の技術的読替えに関する政令（平成十四年政令第八十号）は、廃止する。